

感染等に伴う欠席・休暇の扱い

1. 風邪の症状による場合

- ・学生は、当分の間原則欠席とならないように配慮します。

欠席する際は、授業担当教員（担任または事務局）に電話またはメールでその旨を連絡し、後日欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は家族に連絡してもらう。

- ・教職員は当面の間、年次有給休暇を使用

その後、都内で感染者が多数発生した以降は、1週間を目安に学園の閉鎖を検討します。なお、感染拡大を抑制する観点で、臨時休暇（出勤者が著しく困難であると認められる場合）の適用も検討します。

2. 指定医療機関におけるウイルス検査を受ける場合

帰国者・接触者相談センターの指示による検査で、検査結果が出るまでの期間を含みます。

- ・学生は学校保健安全法を根拠とした出席停止とし、欠席の扱いにならないよう、配慮します。

欠席する際は、授業担当教員（担任または事務局）に電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

- ・教職員は、臨時休暇

3. 検査で陽性の場合

現時点ではウイルス反応陽性者は強制的に指定病院に隔離入院措置が取られます。

- ・学生は学校保健安全法を根拠とした出席停止とし、欠席の扱いにならないよう、配慮します。

出席停止に該当する学生が発生した場合の対応については、別に定めるマニュアル・フローチャートに基づいて行う。

- ・教職員は、臨時休暇

4. 検査で陰性の場合

(1) 相談センターの指示がある場合

ア：学生は欠席とならないように、配慮します。

欠席する際は科目・授業担当教員に電話またはメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

イ：教職員は、臨時休暇

(2) 相談センターの指示がない場合

ア：登校・出勤の自粛を要請し、学生は、当分の間は、原則として欠席とならないように配慮します。欠席する際には、科目・授業担当教員に電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人ができない場合は、家族に連絡してもらう。教職員は当分の間、臨時休暇とする。

イ：症状がない場合

相談センター等に対し本人から確認のうえ、登校・出勤させる

	風邪症状	検査期間	陽性確認	陰性確認以降			
				相談センターの指示あり		相談センターの指示なし	
				自宅待機	それ以外	症状あり	症状なし
学生	欠席とせず、配慮する	欠席とせず、配慮する。	出席停止	出席停止	個別対応	欠席とせず、配慮する。	登校
教職員	年次有給休暇	臨時休暇	臨時休暇	臨時休暇	個別対応	臨時休暇	出勤

5. 家族が感染した場合

(1) 同居している家族等に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

- ・学生は、家族等の陰性が判明するまで、または家族等の症状がなくなるまで欠席とならないように、配慮します。
- ・教職員は、家族等の陰性が判明するまで、または家族等の症状がなくなるまで臨時休暇とします。

(2) 同居している家族等が感染した場合

- ・学生は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から換算して14日間を出席停止とします。
- ・教職員は、感染した家族等と最後に濃厚接触した日から換算して14日間を臨時休暇とします。

6. 海外から帰国した場合

外務省の感染症危険情報「危険レベル3,2,1」の国や地域から帰国した場合

- ・学生は、帰国後14日間を出席停止とし、欠席の扱いにならないように、配慮します。
- ・教職員は、帰国後14日間を臨時休暇とします。